

整理番号 2019M-036  
補助事業名 2019年度 トランプ大統領の保護主義下における日本の米国事業戦略調査研究補助事業  
補助事業者名 一般財団法人国際貿易投資研究所

## 1 補助事業の概要

### (1) 事業の目的

日本企業は米国市場への資材・製品の供給手段として、これまでは現地生産以外では、中国、カナダ、メキシコなどで生産しそこから米市場に持ち込む、あるいは日本から直に米国に輸出をする、などの方法で対応してきた。こうしたサプライチェーンは、米中・日米貿易協定、新NAFTA (USMCA) などの出現により、再編を迫られている。本調査事業は、新たな通商環境の変化や米中・米欧貿易摩擦に代表される米国の保護主義の影響を分析し、日本の自動車を始めとした機械工業等に対して対米戦略の提供を図っている。

### (2) 実施内容

新NAFTA (USMCA) や第1段階の米中・日米貿易協定の動向を分析し、その発効が日本企業の米国市場への進出にどのような影響を与えるかを探っている。このため専門家11名から成る委員会を組織し、4回にわたる研究委員会開催の後、調査研究成果を報告書に取りまとめた。そして、国際貿易投資研究所のウェブサイトに報告書全文を掲載の上、セミナーを開催し関係者への報告と意見交換の機会を設けた。

### <研究委員会>

第1回研究会開催	2019年	9月	2日
第2回研究会開催	2019年	10月	17日
第3回研究会開催	2019年	11月	27日
第4回研究会開催	2019年	12月	19日



## ＜セミナー＞

「米国EU貿易摩擦と貿易協議の行方」というテーマで、ITI米国研究会の成果普及セミナーを開催。

2020年2月19日



## 2 予想される事業実施効果

新NAFTA (USMCA) は2020年7月の発効を控え、各企業はその対策を練っているところである。特に自動車分野での原産地規則を満たすことができるかが大きな課題となっている。USMCAの原産地規則は複雑でその詳細な実施要領がまだ公表されていないので、各企業も頭を抱えているところである。USMCA関連のセミナーではやはり原産地規則に関するものが必ず質問される。その時に、役に立つのは、本事業での議論したことや報告書に盛り込まれている内容である。これに関する主要新聞紙からの問い合わせもあり、その時にデータも含めて、本事業報告書の内容が参考になる。

本事業に含まれるテーマの一つとして、米中貿易摩擦が挙げられるが、この動きと日本企業への影響に関して主要紙からの取材を受ける機会がある。いわゆる「チャイナ+1」と呼ばれる中国からASEAN などへの生産移管の現状に関する問い合わせである。その時に、米国企業の中国からの撤退状況やその移管先だけでなく、日本企業の動向を聞かれることがある。

1980年代から90年代にかけての日本経済の勃興期においては、日本企業の米国市場への関心が高く、米国研究は充実していた。その後の失われた30年を経て、日本の米国研究は研究者の数を調べただけでも凋落していることが理解できる。米国に駐在した経験のある企業人は多く、そのほとんどは米国をよく理解していると思っている。しかし、GAFAsの事例のように米国の産業の変化には目まぐるしいものがある。グーグルの創業は1998年で、わずか20年程度の歴史であるにもかかわらず、比較的早い段階から世界の検索エンジンでのシェアはNo1になった。ITI米国研究会は少しでもこの米国研究に貢献し、企業の米国戦略の指針につながることを目的として実施している。

### 3 補助事業に係る成果物

(1) 補助事業により作成したもの

「トランプ大統領の保護主義下における日本の米国事業戦略」報告書

([http://www.iti.or.jp/report\\_99.pdf](http://www.iti.or.jp/report_99.pdf))



目次	
はじめに	1
1. 調査依頼	2
2. 研究会の発足と研究体制	3
3. 各章の概要	4
第1章 米国の通商政策の変遷と日本企業	1
第1節 立法府と行政府の役割分担～TPAとは	1
第2節 TPAの変遷と、その付存の歴史	4
1. 1984年通商・関税法	4
2. 1988年包括通商競争法	4
3. 2002年通商交渉 TPA 法	6
4. 2015年通商交渉 TPA 法	7
第3節 NAFTA 再交渉は TPA のもと、どのように進んだか	9
第4節 TPA の今後	10
1. 次の TPA の付存候補は	10
2. チェック・アンド・バランスの取り方	12
第2章 トランプ政権の米国の通商政策とその展開	16
はじめに	16
第1節 トランプ政権の通商政策目標と執行体制	16
1. 通商政策の目標と 2019 年の展開	16
2. トランプ政権の通商政策執行体制	19
第2節 セーフガードおよびアンチダンピング・ antidumping 関税	19
1. セーフガード (1974 年通商法 301-304 条)	19
2. 増加するアンチダンピング・ antidumping 関税	21
第3節 国別税率 (1964 年通商法 302 条) の重要な変動	25
1. トランプ政権の激化的な輸入制限手段	25
2. トランプ政権下の 202 年調査と大統領の決定	28
3. 米国の国家貿易裁判所の判決とその影響	28
第4節 一方的措置 (1974 年通商法 301 条)	31
1. 米加特種貿易関係と米中貿易紛争	31

### 4 事業内容についての問い合わせ先

団体名： 一般財団法人国際貿易投資研究所（コクサイボウエキトウシケンキュウシヨ）

住所： 〒107-0045

東京都中央区築地1丁目4番5号

代表者： 理事長 湯澤 三郎（ユザワサブロウ）

担当部署： 総務部（ソウムブ）

担当者名： 総務部長 小野充人（オノミツヒト）

電話番号： 03-5148-2601

F A X： 03-5148-2677

E-mail： [webmaster@iti.or.jp](mailto:webmaster@iti.or.jp)

URL： <http://www.iti.or.jp>